

いわきスマートタウンモデル地区推進事業コンソーシアム 会員規則

(目的)

第1条 この規則は、いわきスマートタウンモデル地区推進事業コンソーシアム（以下「本会」という。）規約第8条に定める会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 本会の会員になろうとするものは、別紙1の本会入会届を事務局に提出しなければならない。

2 本会への入会は、会長の承認をもって成立するものとする。

(会員種別)

第3条 本会の会員は、正会員および分科会会員とし、会員は、入会時に会員種別を選択するものとする。

2 正会員は総会において、議決権を有し、議決権は正会員1者につき1個とする。

(会員の義務)

第4条 会員は、次の義務を有する。

2 正会員は、本会の目的を達成するため、総会を通して、いわきスマートタウンモデル地区推進事業の推進や普及展開に資する建設的な意見表明や協力を行う。

3 分科会会員は、分科会の事業を積極的に推進する。

(会員の権利)

第5条 会員は次の権利を有する。

(1) いわきニュータウン全体及び市全体が抱える課題の解決に向けて、実施したいプロジェクトを提案し、本会を通じて会員から相互に協力を得ることができる。

(2) 本会が実施する勉強会や情報交換等、会員間の交流に参加することができる。

(3) 本会が実施する地域合意形成や対外的広報を通して、記事や広告を掲載することができる。

(4) いわきスマートタウンモデル地区推進事業に関連して取得する各種データの提供を受けることができる。

(退会及び除名)

第6条 本会を退会しようとする会員は、別紙2の本会退会届を事務局に提出しなければ

ならない。

- 2 本会への退会は、会長の承認をもって成立するものとする。
- 3 本会は、会員の活動内容が本会の目的に合致しないなど、総会において不適格と決議した会員を除名することができる。
- 4 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 会員である団体が消滅したとき
 - (2) 会員と事務局間で1年間程度連絡が取れなくなったとき

(雑則)

第7条 本規約に定めるもののほか、会員の権限に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

本規約は、2024年8月27日から施行する

(別紙1)

年 月 日

いわきスマートタウンモデル地区推進事業コンソーシアム入会申込書

いわきスマートタウンモデル地区推進事業コンソーシアム
事務局 御中

当社（当団体または私）は、いわきスマートタウンモデル地区推進事業コンソーシアム規約に同意の上、以下のとおり入会を希望します。

申込日	年 月 日	
会員資格	入会を希望される会員資格をお選びください。 <input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 分科会会員	
	分科会会員をご選択の方は、下記より、参加を希望する事業テーマをお選びください。（複数選択可） <input type="checkbox"/> 土地利用に関連する事業 <input type="checkbox"/> モビリティに関連する事業 <input type="checkbox"/> 健康医療に関連する事業 <input type="checkbox"/> エネルギーに関連する事業 <input type="checkbox"/> エリアマネジメント及びデータ連携に関連する事業	
参画する目的		
活用するノウハウ		
企業（団体）名		
代 表 者 名		
所 在 地	(〒 -)	
連絡先	担当者	
	所属	
	役職	
	電話番号	
	メールアドレス	

以上

(別紙2)

年 月 日

いわきスマートタウンモデル地区推進事業コンソーシアム退会申出書

いわきスマートタウンモデル地区推進事業コンソーシアム
事務局 御中

所在地 _____
名称 _____
代表者氏名 _____

当社（当団体または私）は、いわきスマートタウンモデル地区推進事業コンソーシアムを退会いたします。

なお、退会に伴い、いわきスマートタウンモデル地区推進事業コンソーシアムに関わる全ての権利を放棄いたします。

また、退会以降も退会日時点のいわきスマートタウンモデル地区推進事業コンソーシアム規約に記載の事項を遵守することを誓約いたします。

(ご連絡先)

担当者	
所属/役職	
電話番号	
メールアドレス	

以上